

「基礎研究医養成活性化プログラム」における工程表

申請担当大学名	横浜市立大学
連携大学名	琉球大学・北里大学・龍谷大学
事業名	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業

① 本事業終了後の達成目標

	本事業終了後の達成目標
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・法医学実務的な実践力を有し、かつ研究業績を上げられる基礎研究力を備えた法医学者の育成 ・法医学に必要な法的な基礎知識や応用力をもった法医学者の育成 ・国際的視野をもって法医学に取り組める法医学者の育成 ・テレパソロジーの導入によって遠隔での症例検討を実施し、全国展開の可能性を模索 ・解剖症例に関して法医学と病理学の連携体制を強化 ・全国の若手法医学者の意向を汲むことで、統一感のある法医学教育を展開

② 年度別のインプット・プロセス、アウトプット、アウトカム

		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
インプット・プロセス (投入、活動、行動)	定量的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・実践力と研究力を備えた法医学者育成プログラムの新規受入れ: 医師1名(横浜市立大学大学院医学研究科博士課程1年) ・連携大学研修派遣のワークショップ開催(1回) ・児童相談所からの生体鑑定依頼に立ち会い、鑑定書作成について学習する(1回以上) ・学内・学外評価委員による評価検討会(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践力と研究力を備えた法医学者育成プログラムの新規受入れ: 医師1名(横浜市立大学大学院医学研究科博士課程1年) ・継続受入れ: 医師1名(横浜市立大学大学院医学研究科博士課程2年) ・連携大学研修派遣のワークショップ開催(1回) ・法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会開催(1回) ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との勉強会開催(1回) ・学内・学外評価委員による評価検討会(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践力と研究力を備えた法医学者育成プログラムの新規受入れ: 医師1名(横浜市立大学大学院医学研究科博士課程1年) ・継続受入れ: 医師2名(横浜市立大学大学院医学研究科博士課程2,3年) ・連携大学(北里、琉球)へのテレパソロジーを用いた症例検討会(2回) ・連携大学研修派遣のワークショップ開催 ・法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会開催(1回) ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との勉強会開催(1回) ・学内・学外評価委員による評価検討会(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践力と研究力を備えた法医学者育成プログラムの継続受入れ: 医師3名(横浜市立大学大学院医学研究科博士課程2,3,4年) ・連携大学(北里、琉球)へのテレパソロジーを用いた症例検討会(2回) ・法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会開催(1回) ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との勉強会開催(1回) ・学内・学外評価委員による評価検討会(1回) ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との協賛により国際シンポジウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践力と研究力を備えた法医学者育成プログラムの継続受入れ: 医師2名(横浜市立大学大学院医学研究科博士課程3,4年) ・連携大学(北里、琉球)へのテレパソロジーを用いた症例検討会(2回) ・連携大学研修派遣のワークショップ開催 ・法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会開催(1回) ・学内・学外評価委員による評価検討会(1回)
	定性的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム研修生の公募 ・連携大学(北里、琉球)との解剖実務研修の打ち合わせ・研修実施 ・法医学者に必要な法医学的知識習得のための勉強会について検討 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所への研修生派遣/勉強会開催のための打ち合わせ ・産婦人科、小児科、精神科と連携し法医学的臨床実務研修のプログラム作成 ・学内基礎講座との研究支援体制の構築、法医学関連領域の研究テーマの模索 ・テレパソロジー実施のための機器導入ならびにシステム構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム研修生の公募 ・連携大学(北里、琉球)への解剖実務研修派遣 ・法医学者に必要な法医学的知識習得のための勉強会について検討 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との研修生派遣 ・産婦人科、小児科、精神科と連携し法医学的臨床実務研修のプログラム試行 ・その他、学内臨床講座との連携体制の強化 ・学内基礎講座との研究支援体制の構築、法医学関連領域の研究テーマの模索 ・連携大学(北里、琉球)へのテレパソロジーの導入のための機器整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム研修生の公募 ・連携大学(北里、琉球)への解剖実務研修派遣 ・法医学者に必要な法医学的知識習得のための勉強会について検討 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との研修生派遣 ・産婦人科、小児科、精神科と連携し法医学的臨床実務研修のプログラム実施 ・その他、学内臨床講座との連携体制の強化 ・学内基礎講座との研究支援体制の構築、法医学関連領域の研究開始 ・連携大学(北里、琉球)とのテレパソロジー運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム研修生の公募 ・連携大学(北里、琉球)への解剖実務研修派遣 ・法医学者に必要な法医学的知識習得のための勉強会について検討 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との研修生派遣 ・産婦人科、小児科、精神科と連携し法医学的臨床実務研修のプログラム実施 ・その他、学内臨床講座との連携体制の強化 ・学内基礎講座との研究支援体制の構築、法医学関連領域の研究開始 ・連携大学(北里、琉球)とのテレパソロジー運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学(北里、琉球)への解剖実務研修派遣 ・法医学者に必要な法医学的知識習得のための勉強会について検討 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との研修生派遣 ・産婦人科、小児科、精神科と連携し法医学的臨床実務研修のプログラム実施 ・その他、学内臨床講座との連携体制の強化 ・学内基礎講座との研究支援体制の構築、法医学関連領域の研究開始 ・連携大学(北里、琉球)とのテレパソロジー運用確立、他施設との連携を模索

アウトプット (結果、出力)	定量的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学(北里・琉球)への研修生派遣:医師1名×各1週間 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所への研修生派遣:医師1名×各1週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学(北里・琉球)への研修生派遣:医師2名×各1週間 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所への研修生派遣:医師2名×各1週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学(北里・琉球)への研修生派遣:医師3名×各1週間 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所への研修生派遣:医師3名×各1週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学(北里・琉球)への研修生派遣:医師3名×各1週間 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所への研修生派遣:医師2名×各1週間 ・本事業修了生(1名目)が法医学等ポストに就く 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学(北里・琉球)への研修生派遣:医師2名×各1週間 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所への研修生派遣:医師1名×各1週間 ・本事業修了生(2名目)が法医学等ポストに就く
	定性的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学研修派遣のワークショップ会から次年度への検討課題を抽出 ・学内・学外評価委員による評価検討会の結果をまとめ、次年度への検討課題を抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学研修派遣のワークショップ会から次年度への検討課題を抽出 ・法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会から検討課題を抽出 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との勉強会から検討課題を抽出 ・学内・学外評価委員による評価検討会の結果をまとめ、次年度への検討課題を抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学研修派遣のワークショップ会から次年度への検討課題を抽出 ・法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会から検討課題を抽出 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との勉強会から検討課題を抽出 ・学内・学外評価委員による評価検討会の結果をまとめ、次年度への検討課題を抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学研修派遣のワークショップ会から次年度への検討課題を抽出 ・法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会から検討課題を抽出 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との勉強会から検討課題を抽出 ・学内・学外評価委員による評価検討会の結果をまとめ、次年度への検討課題を抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学研修派遣のワークショップ会から次年度への検討課題を抽出 ・法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会から検討課題を抽出 ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との勉強会から検討課題を抽出 ・学内・学外評価委員による評価検討会の結果をまとめ、次年度への検討課題を抽出
アウトカム (成果、効果)	定量的なもの				<ul style="list-style-type: none"> ・本事業修了生(1名目)が法医学等ポストに就く 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業修了生(2名目)が法医学等ポストに就く
	定性的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所からの生体鑑定依頼に協力することが社会貢献となることを学習する ・法医解剖実務から警察、検察官らとの協力体制について学習する 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所からの生体鑑定依頼に協力することが社会貢献となることを学習する ・法医解剖実務から警察、検察官らとの協力体制について学習する 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所からの生体鑑定依頼に協力することが社会貢献となることを学習する ・法医解剖実務から警察、検察官らとの協力体制について学習する 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の法医学者養成モデルとして周知する一報告書の作成 ・児童相談所からの生体鑑定依頼に協力することが社会貢献となることを学習する ・法医解剖実務から警察、検察官らとの協力体制について学習する ・ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との協賛により国際シンポジウムを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の法医学者養成モデルとして周知する ・児童相談所からの生体鑑定依頼に協力することが社会貢献となることを学習する ・法医解剖実務から警察、検察官らとの協力体制について学習する

③ 推進委員会所見に対する対応方針

要望事項	内容	対応方針
①	本事業は各大学の連携の下で実施するものであることを踏まえ、事業責任者のリーダーシップの下、事業における各大学の役割や責任体制を明確化し、連携大学すべてが一体となって事業を推進すること。また、事業期間終了後も各大学において、長期的な展望に基づく具体的な事業継続の方針・考え方について検討し、自立化した事業体制を構築すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業責任者である横浜国立大学のリーダーシップの下、連携大学と緊密な連携体制を構築しつつプログラムを遂行する。琉球大学と北里大学は、解剖実務を研修するために研修生の受け入れと教育を担当する。鑑定人によって異なる鑑定手法について学習できる貴重な機会となる。研修報告会ではその成果を報告するとともに、若手法医学者の教育方法のひとつとして提案する。龍谷大学は、法医学者に必要な法学的知識を得るための勉強会や症例検討会におけるアドバイザーを担当する。 ・本事業で使用されるテレパソロジーは運用コストが軽微で、高い拡張性を有していることから自立化した事業として継続可能である。また、参加大学が多くなれば若手法医学者の相互交流はギブアンドテイクとなり長期的な事業となる。
②	厳格な事業の進捗管理の下、自己点検・評価や外部評価を実施し、事業の不断の見直しを行いつつ、臨床医学分野との連携を見据えた、優れた基礎研究医を養成するための体系的な教育プログラムを展開すること。その際、プログラム受講者に対する将来的なキャリアパスの明示及びポストの確保等、受講者のキャリアパス形成に資するものとする。また、客観的なアウトプットやアウトカムを年度ごとに明確にすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学はもちろん、学内基礎・臨床講座との連携体制は整っており、研修や研究面での十分なバックアップが期待できる。 ・プログラム受講者に対するキャリアパスとしては大学法医学のみならず、行政や関連病院などの幅広い可能性がある。当大学法医学でのポストを希望する優秀な研修生には、法医学講座の空きポストや学内共通ポスト、臨床法医学センター(案)のポストなどを領域横断的な柔軟な対応を検討している。 ・研修生の取得目標は平成29～31年に各1名ずつとし、本事業において合計3名の研修生にプログラム研修を実施する。
③	成果や効果は可能な限り可視化した上で、地域や社会に対して分かりやすく情報発信すること。また、他大学の参考となるよう、特色ある先進的な取組やモデルとなる取組について、実現するためのノウハウ、留意点等も含めて積極的に情報発信するなど、成果等の普及・展開に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の若手法医学者や法医学者を志す学生を集めて研究成果を報告することで、新しい法医学者育成プログラムを周知する。 ・全国の指導的立場にいる法医学者に対して、新しい法医学者育成プログラムを紹介し、さらなるブラッシュアップを行う。 ・大学ホームページにて研修報告会や各種勉強会の成果を報告する。

④ 推進委員会からの主なコメントに対する対応方針

推進委員会からの主なコメント(充実を要する点)	対応方針
学術的研究面についての取り組みが示されておらず、今後、改善が望まれる。	連携大学を含めて数多くの解剖症例を経験することが、法医学者としての研究課題の発掘に重要である。研修生が経験を通して興味を持った研究テーマに対しては、学内の基礎研究室には研究指導を仰ぐ体制が整っている。領域を越えての横断的研究体制が可能である。
法学部や警察、児童相談所、検察庁などの実務関連機関との連携による教育についても計画されているが、具体的な教育内容とその実効性について、不明確である。	<ul style="list-style-type: none"> ・龍谷大学は「法医学者に必要な法学的知識習得のための勉強会」を全面的に支援する。 ・神奈川県ならびに横浜市の児童相談所は虐待被疑児童の生体鑑定を囑託する立場にあり、これらの依頼を通して鑑定スキルを向上させるだけでなく、子どもの診察法などについても実践教育する。 ・神奈川県警、横浜地方検察庁は法医解剖を囑託する立場にあり、依頼された解剖実務を通して研修生は実践教育を行う。また、解剖事案に関する公判出廷では横浜地方検察庁、横浜地裁の協力のもと研修生に裁判学習の機会を提供する。
またテレパソロジーの連携体制、ハードウェアに関する具体的な説明が乏しい。	テレパソロジー実施にはスライドスキャナーの導入が必要であり、スライドスキャナーによって解剖症例の病理組織標本をデジタル化し、日本病理学会のUMINサーバーを経由して連携大学との症例検討会を実施する。遠隔地での症例検討会には大型モニターとネット会議のための機器整備が必要である。テレパソロジーは柔軟な拡張性を特徴としており、経済的にも大きな負担は不要であることから、他大学の後期参入も十分に可能である。
海外との連携について、ドイツ方式をどのようにプログラムに落とし込んでいくか更なる明確化が望まれる。	ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所で実施されている生体鑑定にはバイエルン州を上げて多くの人的支援と多額の経済支援が行われている。この体制を本邦にそのまま導入することは(少なくとも現状では)不可能である。ただ、法医学を志した早い段階で、生体鑑定の先進国の体制を体験することで、社会が法医学者に求めていること、法医学者ができることについて広く考える機会を与えるプログラムである。また、海外の法医学の一端をみることによって将来的な留学先の検討などグローバルな視点を涵養することになる。